

ファミリエンホイザーとベルリン市民社会

——一八四三年の探訪記の分析を中心に

北村昌史

はじめに

一九八〇年代の「特有の道」論争を経てここ十数年の近代ドイツ史研究の中心的テーマのひとつが市民層に関するものであることはここで改めて指摘するまでもない。市民層に関する近年の研究の整理から労働者に対する市民層の関心の検討が重要なテーマとして導き出されるということは筆者が既に指摘してきたところである^①。

こうした関心のもとでは、市民層の働きかけに対する労働者の側の対応も重要であるのは強調するまでもあるまい。この点、谷川稔が一九九〇年の社会史研究のマニフェスト的論文において、「統合するもの『国家』と『統合されるもの』民衆」という二項対立的視点を脱却し、相互作用の中で社会史研究を進める必要性を説いていることが示唆的である^②。ところが、近年の社会史研究の動向を見ても、史料の問題もあって労働者の生活史の中での市民の働きかけの意義は不鮮明なままにとどまる^③。こうしたテーマにかかわる史料のすくなさという現実を前にすれば、まず史料のあるところからこの問題にアプローチする必要があるだろう。本稿では、スイス人の教師・教育学者ハインリヒ・グロンホルツァー Heinrich Grunholzer による、ファミリエンホイザーへの探訪記「フォークトランドにおける若きスイス人の経験」(一八四三年)(以下、「探訪記」^④)をとりあげたい。ファミリエンホイザーとは、一九世紀中葉のベルリンに存在した労働者のための集合住宅群である。

二〇〇一年に公表した論文^⑤において筆者は、このファミリエンホイザーと市民社会との関わりについて、一八二〇年代の市当局、警視庁、そして所有者の対応を中心に検討を加えた。その際に、そうした動きのなかから学校や教会など慈善事業が出現したということも示唆しておいた。その際明らかにしたように、市当局や警視庁の対応はこの建物の防犯や衛生上の危険性を認識し、所有者に対して様々な要求を突きつけていった。また、市当局にとっては住民に対する救済扶助の増大が大問題であった。こうした市当局や警視庁からの要求に対して所有者は、家賃収入の確保に腐心する。本稿では探訪記を史料として、以上のような市民社会からの働きかけが一八四三年の時点で住民の生活にどのような意味があったのかを考察したい。ただし、学校と教会については二〇〇二年に公表した論文^⑥において検討したことがあり、本稿ではその内容を手短かに整理するにとどめる。この考察からは、まず二〇〇一年の論文で検討したこの建物に対する市民社会の対応の成果と限界が示されるであろう。次に、ファミリエンホイザーが当時のベルリン社会に占める位置が、住民の生活史の次元から明らかとなるであろう。当時のベルリン市民は、この建物を一般の社会から隔絶された異空間として描き出す傾向にあった^⑦。本稿の分析はそうしたイメージの相対化に寄与すると思われる。

第一章で探訪記の史料性格^⑧について確認し、第二章では学校と教会^⑨に関する以前の分析を整理し、最後の第三章で救済行政、警察、所有者と住

民の関係を対象とする。

一 探訪記の史料的性格

グルンホルツァーの探訪記⁽⁹⁾は、一八四三年七月に出版されたベッティナー・フォン・アルニムの『国王に捧げる書』の付録である。彼女はベルリンの社交界の中心人物の一人であった。『国王に捧げる書』は、一八四〇年に即位したフリードリヒ・ヴィルヘルム四世への彼女の意見書である。一八一九年生まれのグルンホルツァーは、一八四二年一〇月から一〇ヶ月間ベルリン大学で教育学を学ぶためにベルリンに滞在していた。彼は四三年の三月二九日から四月二七日にかけての約一ヶ月で一四回ファミリエンホイザーを訪れ、三三代帯の住民にインタビューを試みた。それをまとめたのがこの探訪記なのである。

この探訪記を史料として利用する際に留意すべき点として次の五つがあげられよう。第一に、彼は体系的な調査をおこなっておらず、情報の見落としや書き落としの可能性は否定できない。第二に、労働者の状況に理解を示しているが、彼らの人間関係を過度に賞賛する傾向にある。第三に、彼は積極的に扶助をおこなわない当時のベルリンの救貧行政に批判的である。第四に、既に指摘したように、スイスの小工業都市バウマの中等学校で教師として労働者の子弟を教えており、彼は教育の専門家である。最後に、彼は性的な関係を叙述することを抑制しているようである。

グルンホルツァーは「報告した例は選びだしたのでも、尾鰭をつけたのではないので、ファミリエンホイザーの他の住人についても容易に推測できる」と、自分の調査対象が住民の平均と主張するが、この点は他の史料とつき合わせても妥当と認められる。また、客観的な情報を提供してくれると思われる、他の史料とも符合している事実がかなりあり、探訪記がファミリエンホイザーの状況をかなり忠実に再現している側面があることは明らかである。以前検討した、又貸しがないこと、死亡などの事情で家族のメンバーが欠ける世帯がかなりいること、織工中心の世帯主の職業構成などが読み取れるのである。すくなくともグルンホルツァーの意図としては

状況ができるだけ忠実に再現しようとしたのだとみてさしつかえない。その点で興味深いのが、グルンホルツァーが住民の収入についての情報をできるだけ詳細に知ろうとしていることであろう。ほぼ全世帯について収入の手がかりとなるデータが記載され、そこから彼らの経済状況について推定することも可能である。

ただし、グルンホルツァーは、労働者が住む集合住宅の道徳面、衛生面、犯罪面の危険性を強調する当時のベルリン市民の一般的な風潮に対して、そうした住宅では貧しい人々がお互いの関係を密にしながら何とか生活しているというイメージを流布しようとしている。探訪記の叙述は、グルンホルツァーが書くころとしたファミリエンホイザーのイメージにすぎず、それなりに偏ったものである、という可能性を、史料として利用する際に留意する必要があるだろう。

二 学校と教会

本章では、ファミリエンホイザーの学校と教会の住民の生活史における意義を分析した二〇〇二年の論文⁽¹²⁾の分析結果を手短に整理しておきたい。

ファミリエンホイザーは、その建設中(一八二〇～二四年)から三年頃までベルリン市参事会や警視庁の注目を集め、その際衛生面や防犯の点で危険視される。住民のこどもの多くが初等教育をうけていないという事態も問題視された点の一つである⁽¹³⁾。このような状況のなか、ファミリエンホイザーに学校が二八年に設立され、また教会(「祈りの時間」)がもうけられていたことが二七年から史料にでてくる。

設立当初のこどもの通学状況の一端を示してくれるのが、昼間学校に通わず、工場労働などに従事しているこどもの状況に関する、一八二八年五月一日付のリストである⁽¹⁴⁾。このリストには男子五九人、女子三六人、合計九五人の名前があがっており、彼らの住居の部屋番号、氏名、年齢、宗派、両親の職業、こどもの職業、そして彼らについての注記が記されている。このリストが作成されたのはファミリエンホイザーに男子用と女子用の学校が建設された直後であり、学校設置をきっかけに調査がおこなわれ

たと想定できるが、具体的な調査方法などは不明である。リストにでてくる親ないしは保護者は七八人であり、四〇〇世帯の約五分の一がこのリストに反映している。リストにあがっている子どものうち二八人が既に転居し、また七人がファミリーエンホイザーの昼間学校に通っていると記されている。このことから、このリストが作成日時のある時点における学校に通っていない子どもについて後日おこなわれた調査の結果をまとめたものと推定できる。

この史料からわかることを手短かにまとめておこう。一〇歳までは初等教育をうける年齢と認識され、どのような形であれ大部分の子どもが学校に通っていたようである。一〇歳をすぎると、教育をうけつづける者もいたはずだが、相当数の子どもが職に就く。その中には完全に学校に通うのをやめてしまう者もいただろうが、就労状況などに応じて断続的に通学することももいる。他方、人数的に多くないものの、六歳前後から工場などに働きにでる子どもも根強くみられる。そうした子どものなかにも教育をうけることのできた者はいたわけだが、学校に通った経験をまったくもたないままに成人する者も確実に存在したのである。

一八四三年のグルンホルツァーの探訪記の分析からは次のことが明らかとなる。学校設立直後と同様、一〇歳前後までは子どもが学校で教育をうける時期と認識され、一二、三歳になると多くの子どもは働きにでるようになる。彼らも状況に応じて学校や「補習学校」に通っていたようである。他方、一八二八年のリストと探訪記は史料的人格もちがうので断定的なことはいえないが、以前にくらべると一〇歳になる前の子どもが働き、学校に通った経験のないまま終わるケースは確実に減少していたようである。一〇歳までは初等教育をうけるといふ習慣がファミリーエンホイザーの住民に確実に根付いていたとみてさしつかえない。学校が完全に住民の生活の一部となっていたと結論づけられるのである。

学校と対照的なのが教会である。探訪記の叙述を見る限り、探訪記の書かれた時点では、「祈りの時間」は、住民のための教会としての機能を十分果たしていたとはいいがたかった。それよりは、市民層に慈善活動に関わる場を提供していた側面が強かったといえる。その点、寄付を介した関

与に限定されていたであろう学校よりも「祈りの時間」は幅広い慈善活動の場を市民層に提供していたといえる。

以上、グルンホルツァーが訪れた時点では住民にとっては、一〇歳までは学校に通うという習慣がほぼ確実に浸透し、学校は一定の年齢に達した子どもを通わせる場となっていたのに対して、「祈りの時間」は積極的な意味をもたなかった。ベルリンの都市社会の最底辺で貧困にあぐら住民にとって、学校の初等教育は、そこで身につけた知識によって自分の子どもたちが成人した暁に貧困から脱出することを期待させるものであった。実際に住民の間にどこまでそうした観念が拡がっていたか確かかなことはいえないが、学校に通い続けたり、「補習学校」に通う子どもの例は、そうした彼らの期待を間接的に示している。住民にとっては観念的な宗教上の救いよりも、次世代の、教育を通じた貧困からの脱出のほうが現実生活のなかでより積極的な意味をもちえたのである。

三 救貧行政・所有者・警察

本章では、住民の生計と密接に関わってくる、救貧行政、家主、そして警察と住民との関係を探訪記をもとにのべていく。救貧行政からの援助や家賃に関する情報をまとめたのが表1である。本章ではそれを参照しながら議論を進めていくこととする。まず、グルンホルツァーが探訪記で一貫して批判している救貧行政から検討したい。

1 救貧行政

グルンホルツァーは、ベルリンの救貧行政を批判するが、その批判は次の二点に収斂される。

彼の批判の矛先はなによりも救済の対象がかなり限定的であったことに向けられる。寡婦カイザーの同居している姉妹が扶助の申請をおこなわない理由を、「彼女はまだ六〇歳¹⁶ではなく、病気ではなく、そして彼女の子どもは死んでいるからである」と説明しているように、当時のベルリンの救貧行政は老人か労働不能の病人か扶養義務のある子供のいる寡婦に対し

表1

	名 前	家 賃	滞納	現 在 の 扶 助		頁
1	?	2Tlr.(月)		2Tlr.(市)	かつて援助申請無視→今は15Sgr.	S.537f.
2	Sinhold	扶助→管理人	3月	1Tlr.(市)		S.538f.
3	Kupfer/Kittebach	2Tlr.(月)				S.539f.
4	Unger	2Tlr.(月)				S.540f.
5	Gellert			受けていない		S.541f.
6	Schadow		?	受けていない		S.542-545
7	Schreyer/Ignaz	2Tlr. 2Sgr.(月)		1Tlr. 15Sgr.(市)	育児中は援助なし。家賃は折半。	S.545-549
8	Bischoff			1Tlr.(疾病金庫)		S.549-551
9	Engelmann	20Tlr.(年)		一時金 15Sgr.	以前から一時的援助(失敗と成功)。	S.551-555
10	Weidenhammer		5		申請をした可能性。	S.555-558
11	Dahlström		?	1Tlr.(兵役)	一度3Tlr.の特別手当。	S.558f.
12	Kleist				3Tlr.(一時金)・2Tlr. 15Sgr.(月)	S.559f.
13	Jählig	2Tlr.(月)	6	2Tlr.(市)	20Sgr.(5年前)特別手当申請中。	S.560f.
14	Künstler		3		扶助の申請中。	S.562f.
15	Möltner	養育費から		2.5Tlr.(当局)	13歳の娘に扶助金。	S.563f.
16	Kayser			養育費	同居の姉妹は扶助を受けず。	S.564-566
17	Fischer		5	釈放時に4Tlr.	釈放時の扶助から3Tlr.の家賃払う。	S.566-568
18	Schumann		3	一時的援助2Tlr.		S.568f.
19	Fundt			2Tlr.(2月)		S.569-571
20	Suschi	扶助金で払えない		2Tlr.(2人)	12歳の息子に扶助金。	S.571f.
21	Berwig		?			S.572f.
22	Benjamin				一時的扶助を2回(3Tlr.と2Tlr.)。	S.573
23	Krellenberg		4		扶助申請するが駄目。	S.573-575
24	Ehrike					S.575-577
25	Ketzler			3Tlr.(3人)	16歳の息子の堅信用の服。	S.577f.
26	Würth	2Tlr.(月)		3Tlr.(市)	家賃は扶助金から。	S.578f.
27	Lottes			20Sgr.(市)		S.579f.
28	Weber					S.580f.
29	Urbrich					S.581
30	Matthes		12			S.582
31	Bergmann	扶助金から		家賃の分(市)		S.582f.
32	Hambach		?		ジャガイモ畑を市救貧局から貸借。	S.583f.
33	Bettin		4	1.25Tlr.(市)		S.584f.

てのみ定期的な扶助を与えていた。⁽¹⁷⁾

次に、定期的扶助に加え、かなりの困窮に陥った場合に特別扶助があたえられるが、申請から実際の給付までかなりの時間がかかることも、救貧行政の問題点としてグルンホルツァーには意識されている。エンゲルマンの世帯の叙述では、一般論として「役人は、貧しい人が特別な救済を求めた時にだけ彼らを訪れる。援助が引き渡されるまでに、しばしば六から八週が経ってしまう」と記されている。⁽¹⁸⁾ 具体的な例を見ると、六ターラー家賃を滞納していたイエーリヒの世帯は、グルンホルツァーの訪れた四週間前から特別手当をだしてくれるように市救貧局に請願していたが、八日前に役人がようやく彼のもとを訪れた。彼らは、回答がくる前に住居から追いやられてしまった。⁽¹⁹⁾

これにとどまらず、援助の申請や受け取りの際に心理的圧迫をかける例があったようである。たとえば、エンゲルマンは、妻が産褥で、そして子どもが一人が病気で床にいた時、援助の申請をして二ターラーが認められた。一五ジルバグロッシェンだけが現金で払われ、残りを二日後にとりにいったところ、長官が怒ったように彼を追い返したのである。このエンゲルマンの世帯の末尾には「私は、救貧当局から援助を受けるためにはしょんぼりした様子をはっきり示さなければならぬという不満をしばしば耳にする」という記述がある。⁽²⁰⁾

こうして探訪記からは救貧行政が住民の救済に無力であったことが読み取られることになるのである。とはいえ、探訪記は、救貧行政批判という視点が全体として強調されすぎている傾向があり、⁽²¹⁾ 叙述を慎重に読み解く必要がある。グルンホルツァーが自分の立場から情報を過度に強調したり、逆に省略したりすることは十分考えられるし、前年からベルリンにいるにすぎないので背景となる情報をどこまで把握していたのか定かではない。探訪記に出てくる情報をもうすこしたちいって検討してみよう。

まず、三三世帯中一五世帯と半分近くがうけている定期的な扶助金は、月額二〇ジルバグロッシェンから三ターラーと、世帯のおかれた状況に応じて多様であるが、二ターラーと記されていることが多い(表1)。実際に扶助を受けているのは、高齢、怪我や病気で労働が困難であるか、こ

どもを育てている寡婦であり、若干の例外を除くと、先にのべた救貧対象者の原則が機能していることがうかがえる。逆にいえば、住民は受給資格があればほぼ確実に定期的扶助の給付を申請していたものと思われる。

探訪記を見るかぎり、定期的な扶助金の使い道はおおむね家賃であった。たとえば、「市救貧局から、ジンホルトは毎月一ターラーをもらうが、それを家の管理人がすぐにとってしまふ。」⁽²²⁾ シュライヤー婦人は、市救貧局から月一ターラー一五ジルバグロッシェンうけとるが、そのうち一ターラー一ジルバグロッシェンで彼女の部屋の家賃の半分にあてた。残り半分は同棲している織工イグナッツが負担する。⁽²³⁾ 使い道が記されていない世帯でも、最初に訪れたときこりの世帯とイエーリヒの世帯では、家賃も扶助金も二ターラーであり、扶助金をそのまま家賃に流用したのであることは十分予想できる。⁽²⁴⁾ 月二ターラーの扶助金を受け取るスーシの世帯の叙述では「あの扶助金では一度も家賃を支払えない」と記されているが、これは扶助金で家賃を支払うのが当時のファミリーエンホイザー住民で幅広く見られた慣習であることを前提とした表現であろう。

次に、一時的扶助の援助の申請に対して結局何もえていないという叙述はクレレンベルクの世帯においてのみである。⁽²⁵⁾ グルンホルツァーの救貧行政批判の視点を考慮するとこの手の記述は、そうした情報を得たら積極的に書き込むとおもわれる。申請すれば、特別手当をうけとれる可能性はそれほど低くなかったのかもしれない。逆に、人数は少ないとはいえ、特別手当の申請をしたり、受け取ったりしている住民が確実に存在していることは強調してよい。そうした住民の状況を見てみると、事情がわからないのも二世帯あるが、⁽²⁶⁾ 家族の病気で仕事ができなかったり、⁽²⁷⁾ 家賃を滞納して「訴えられ」たり、⁽²⁸⁾ 夫が死亡したりしてはじめてそうした一時金をもらえているのである。そこまで切迫した事情があつてはじめて特別手当を申請できたのであろう。

こうしてみると、ヴァイデンハンマーの世帯の「最も切迫した場合でも市救貧局は請願者に二ターラー出して追い払ってしまう」という記述は、⁽²⁹⁾ グルンホルツァーは批判的な意味でのべているが、市救貧局が貧窮のどん底の状態にある住民には一時的援助を形だけでも出していただけと解釈すべき

ものであろう。一時的援助は、申請から援助を受け取るまでに時間がかかったり、拒否されたりするが、本当に困った時の収入源の選択肢のひとつ程度の意味はあったものと思われる。

以上、グルンホルツァーが強調するほど市救貧局の救済が無効だったわけではなく、六〇歳を超えたり、病気や怪我をしたり、子持ちの寡婦となつて労働が不可能ないしは困難になった住民の住居費を保証し、特別手当という形で最も貧窮した際の収入源の選択肢の一つを提供する程度の役割は果たしていたのである。他にも、市救貧局による無料の教育を子供に受けさせるためにファミリエンホイザーに引越してきたり、ジャガイモ畑を借りている住民がおり、市救貧局の救済事業は住民にとって全く無意味だったわけではない⁽³⁴⁾。他方、後に確認するように、救済の対象にならず生活苦から乞食、未認可の行商、売春などをせざるをえない住民がすくなくならず存在したことも確かである。探訪記の叙述からは、ベルリンの救貧行政が制度としては機能していたものの、そうした制度にかかつてこない住民の救済に問題があることを読み取るべきなのである。

2 家主と管理人

前章の分析で、救貧行政からの定期的扶助金が家賃にあてられていることを指摘したが、家主およびそれを代理する管理人と、ファミリエンホイザー住民との関係について次に検討していきたい。

ファミリエンホイザーの所有者は、初代ヴェルクニッツから一八三一年にヴィーゼケに代わる。この建物は、三二年から上級裁判所の管理下におかれたうえで、三四年から三六年にかけてハイダーという人物が段階的に購入した。グルンホルツァーが訪れた時にはこのハイダーが家主である⁽³⁵⁾。

当時の家主と住民の関係についてまず指摘しておくべきは、家賃徴収の厳格さであろう。家賃を厳しく取り立て、家賃を滞納した住民を「訴えて」彼らを追い出してしまふ。探訪記に記されているかぎりでは、三三世帯中一三世帯と四割弱の世帯が家賃を滞納している。書き落としなどの可能性があるのでこの数字はもう少し高くなるものと思われる。前年秋に家主が作成した家賃滞納者リストには二九八世帯と全体の四分の三が記されてお

り、これに比べれば割合は低い⁽³⁶⁾が、これだけ滞納者がいるのは異例のことであろう。滞納額をみると、不明の世帯を除くと、「家主は、M. が既に一三年間ファミリエンホイザーに住み、そして常に定期的に家賃を払ってきたために文句を言わない」マテスの一二ターラーが最高だが、これは例外的に大きい。他は、だいたい三から六ターラーの間におさまっている。当時のファミリエンホイザーの家賃は月当たり二ターラー前後であり、これらの滞納額はほぼ二、三ヶ月分に相当する。

エンゲルマンの世帯で「彼に最も重くのしかかっていたのは家賃（年に二〇ターラー）である。彼は家賃を払うためにしばしば自分の食いつを切り詰め、そして訴えられる危険の中いつも生活していた」と記されていることからわかるように、住民にとって家賃の確保が他の支出よりも重要視されていたようである。表2は探訪記の叙述を整理して得られる世帯ごとの月あたり収入をまとめたものである。どこまで実態を反映しているか定かではないが、一応の目安として検討してみよう。

当時のベルリンの平均的手労働者の年収は一八〇ターラーであり、これは月額に換算すると一五ターラーである。これに近い一〇ターラー以上稼げる可能性のある世帯は六つあるが、このうち表にあげた収入を獲得できる可能性が高いのはクライストとエーリケのみである。後の世帯は生業が不安定であるので、実際の収入はこれを大きく下回っただろう。彼らを含めて大部分の住民は、失業や病気が容易に襲ってくる状況の中で、毎月家賃の二ターラーを確保するのはかなり難しかったと思われる。

家賃の確保がうまくいかない滞納する。定期的扶助金を得ながら家賃を滞納している世帯もいくつかあり、管理人が扶助金を取り損ねた場合食費などに充当することもあったのであろう。クレレンベルクの世帯で「家主に対して「家賃を」支払おうとする。しばしば彼女は管理人の小部屋のそばを通して井戸にいくが、彼女は四ターラーの家賃を思い出さされる」と記されていることからわかるように、滞納している住民には、きつちりと催促がなされていたようである。シャードウの世帯の叙述で「人数が多い貧しい家族は家屋所有者から歓迎されなかった」と一般論が語られたうえで、彼らが市内の住居に住めなくなった理由が家族が増えて支出がかさん

表2

	名 前	月 収	頁
1	?	6Tlr. 15Sgr.	S.537f. (165f.)
2	Sinhold	2Tlr. 15Sgr.	S.538f. (166)
3	Kupfer/Kittebach	6~7Tlr. / 6~7Tlr.	S.539f. (166)
4	Unger	6Tlr. 10Sgr.	S.540f. (166)
5	Gellert	?	S.541f. (167)
6	Schadow	4Tlr. + α	S.542-545 (167)
7	Schreyer/Ignaz	2Tlr. 15Sgr. / ?	S.545-549 (167-169)
8	Bischoff	1Tlr. + α	S.549-551 (169)
9	Engelmann	7Tlr. 15Sgr.	S.551-555 (169f.)
10	Weidenhammer	1Tlr. + α	S.555-558 (170f.)
11	Dahlström	7Tlr. 25Sgr. + α	S.558f. (171)
12	Kleist	12Tlr. 22Sgr. 6Pf. ~ 14Tlr. 17Sgr. 6Pf.	S.559f. (171)
13	Jährig	6Tlr. 20Sgr. + α	S.560f. (171f.)
14	Künstler	5Tlr. 25Sgr. + α ~ 7Tlr. 2Sgr. 6Pf. + α	S.562f. (172)
15	Möltner	2Tlr. 15Sgr. + α	S.563f. (172)
16	Kayser	3Tlr. 22Sgr. 6Pf. + α	S.564-566 (172f.)
17	Fischer	6Tlr.	S.566-568 (173)
18	Schumann	8Tlr. 7Sgr. 6Pf.	S.568f. (173f.)
19	Fundt	9 ~ 13Tlr.	S.569-571 (174)
20	Suschi	3Tlr. 10Sgr. + α	S.571f. (174)
21	Berwig	切り屑片付=12Tlr. or 材木集め=7Tlr. 15Sgr.	S.572f. (174)
22	Benjamin	10Tlr.	S.573 (175)
23	Krellenberg	?	S.573-575 (175)
24	Ehrike	15Tlr. + α	S.575-577 (175f)
25	Ketzler	3Tlr. + α	S.577f. (176)
26	Würth	4Tlr. 15Sgr. 以下	S.578f. (176)
27	Lottes	20Sgr. + α	S.579f. (176)
28	Weber	?	S.580f. (176f.)
29	Urbrich	10Tlr.	S.581 (177)
30	Matthes	?	S.582 (177)
31	Bergmann	?	S.582f. (177)
32	Hambach	6Tlr.	S.583f. (177)
33	Bettin	1Tlr. 7Sgr. 6Pf.	S.584f. (177f.)

月収欄 1ターラー (Tlr.) = 30シルバークロッシュェン (Sgr.) = 360ペニヒ (Pf.)

だことであるとのべられている。それに続く探訪記の叙述を素直に読むと、彼らは一八三六年にファミリーエンホイザーに引越してきてからも何度も追い出されているようである。⁽⁴²⁾

滞納した世帯は「訴えられ」、何らかの形で援助があればよいが、なければ所有物を差し押さえられたらえ住居から追い出される。グルンホルツァーが訪問した世帯の中でもジンホルトとベッティンの世帯はそうした運命が待ち受けており、イエーリヒは市救貧局への特別手当の申請も間に合わず、追い出されてしまったことはすでに述べた。滞納した家賃が二、三分にとどまっているのは、三ヶ月滞納すればほぼ自動的に住居から追い出されたことを意味しているであろう。グルンホルツァーは追い出された後の行き先として路上か矯正施設を想定しているが、彼がどこまで確かな情報をもとにのべているのかわからない。シャードウは何度もファミリーエンホイザーから追いだされたのであれば、何度も入居できたということであり、戻ってきたり、他の住居に居を構えることもできたのかもしれない。

とはいえ、追い出された住民にとって重要なのは、差し押さえによって仕事道具を失ってしまうことであろう。どこから金を調達して差し押さえられた物件を取り戻せなければ、住民はそれまでの職を失ってしまうことになる。家賃についてはベルリンの最低レベルにあるファミリーエンホイザーを追い出されたら、仕事道具を失った住民は他の住居に入居できたとしても、その家賃を払い続けるのは困難であったろう。ファミリーエンホイザー住民は、当時のベルリンについてのルポを書いたザスのいうように、「宿無しの一步手前」だったのである。⁽⁴⁷⁾

市救貧局から二ターラー援助してもらい、追い出されることを免れたシューマンの世帯も、三ターラーの滞納分を分割払いしている。⁽⁴⁸⁾ また、グルンホルツァーから数グロッツェンを得たシャードウは、パン、コーヒ、そして木材に一二ペニヒ取った残りを「文句を引込め」てもらうことを望んですべて管理人のところを持っていくことにしている。⁽⁴⁹⁾ このようにして追い出されることから自分たちの立場を守ろうとしているのである。

3 警察

探訪記には両親が拘禁されたり、入院したりで子供だけになってしまった世帯が二つでてくるが、そのうちヴェーバーの世帯は両親とも乞食行為で捕まっている。⁽⁵¹⁾ 生活苦の住民の収入源として乞食も選択肢の一つとして考えられていた。ただし、乞食を自分の職業とする住民は探訪記には出てこず、あくまでも自分の生業ができず、また市救貧局や隣人からの援助もあてにできない時のものであった。妻が乞食をしたために数年前から拘禁されているヴェーバーの夫も「飢えに駆られて」乞食をしたものである。イグナーツは本来職工であり、仕事さえあればまだ十分働けた。それが、五週間職がなかったため隣人から服をかりて外に出かけ、乞食をしたことではつかまっている。⁽⁵²⁾

彼らのおこなう乞食行為は行政当局の厳しい取締りの対象であった。取締りの中心となっていたのは、一九世紀前半にあつては八人の貧民監視官とそれを監督する貧民監督長二人である。彼らは一七七四年の救貧制度の改革以来救貧局の管轄下におかれ、それは一八一九年に救貧制度が市に移されてからもそうである。さらに、門衛、市民防衛隊、地方警察 Gendarmen が取り締まりに関与し、貧民監督官を援助するように求められた。一八〇九年設立の警視庁も乞食を拘束していた。一八二六年の救貧条例で乞食はもっぱら処罰対象行為とみなされるようになり、一八三〇年代になると取締りの権限を警視庁に移すように議論がおこなわれ、一八三九年以降乞食の取り締まりは警視庁の管轄下に置かれていた。⁽⁵³⁾

探訪記によると、乞食行為をしたものは嚴罰の対象であった。「一回目に乞食の現行犯で捕まえられた人は、四週間矯正施設に送られる。二回目は八週間、三回目は一年間の拘束など四年間を限度に罰則があたえられる」⁽⁵⁴⁾ のであり、ヴェーバーの妻は乞食をしたために数年間投獄された。イグナーツの状況はこの説明と若干食い違う。拘束されてから四日目に同棲相手のシュライヤーが市の取締り所に行き、試補見習いから彼を釈放するという約束をえたのだが、その日の晩グルンホルツァーが訪問した時点ではまだ彼は帰ってきていなかった。⁽⁵⁵⁾ 初犯は四週間矯正施設に送られるということが間違いなければ、彼はまだ釈放の対象となるはずはないのだが、

具体的な事情はわからない。

乞食をしていなくとも、その可能性だけでも矯正施設に連れられていたようである。フィッシャーはファミリーエンホイザーに家賃を八ターラー滞納したまま、ハンブルクに行き、病気になって戻ってきた。いったん慈善病院に入院した彼が退院してから家族は宿無しとなる。警察はこの家族を矯正施設に連れて行き、「そこで彼は一五週間、妻と子どもとは別に、あらゆる種類の犯罪者と並んで囚人として生活した。」そのとき一緒にいた男について、何度もこじぎの現行犯で捕まったために三年間投獄されているとフィッシャーは語っている。

ヴェーバーの世帯のように、乞食は、他の収入源が断たれた際の最終手段と思われるので、とりわけ家族の一部だけが拘禁された場合に残された家族はより悲惨な状況になるのである。

乞食行為に限らず住民は警察の取締りの対象となりえたことも指摘しておきたい。六三歳のやもめロッテスは「隣の織工のところでも要らない糸を集め、その糸からエプロンの紐を作っている」が、取得するのに一二ターラー必要な行商許可書を持っていないため、売却する現場を見つかつたら逮捕されてしまう。探訪記にはつきり書かれていないものの、女性の中には売春に携わる住民⁽⁸⁸⁾がおり、彼女らも取締りの対象となつたかもしれない。ベッティンの夫も「官吏に対する違反行為の疑いで一年半シユパンダウで拘禁され」、ピショッフの三人の息子も同じ場所にいるが、彼らがどのような理由でそういう状態になつたのかは不明である。

「彼(フィッシャー)は、もじゃもじゃの髪の毛、陰悪な目つき、そしてポロポロの服装で警官の注意を自分にひきつけずに路上を歩くことではできなかつた」という言及が、フィッシャーの自己申告なのかグルンホルツァーの観察なのかかわからないが、彼が一般の市民とは異なる容貌をしていたことは指摘してよからう。髪の毛や表情はともかく、ぼろぼろの服ということでは他の住民もあまり変わりない。乞食や犯罪をおこなわなくともファミリーエンホイザー住民は警官の注意を引く存在であつたとみてさしつかえない。

以上、生活苦も極まつた住民の中には乞食など当時の市民社会で不正と

される仕事で生活の糧を得なければならなくなる。そうした行為は取締りの対象となるのである。

4 小括

本章の分析を、住民の生活史の中での救貧行政、家主、そして警察との関係という観点から整理し直してみよう。

住民の多くにとつては月あたり二ターラーという家賃の確保が生計の中でのかなりの重さをもつ。市救貧局の援助も労働が不可能か困難と思われる老人や病人、そして子持ちの寡婦にはともかくこの家賃の分は提供している。住民は失業や家族の病気などで収入が減ると、家賃を滞納せざるをえない。家主は管理人を通じて家賃を徴集し、滞納の場合は催促する。二、三ヶ月滞納すると住民は「訴えられ」、所有物を差し押さえられたうえで住居から追い出される。ベルリンでも家賃が最低水準にあるファミリーエンホイザーを追い出されたらよそに住居を確保できるか定かではない。

家賃を滞納して「訴えられ」たり、夫を亡くしたり、病気で働けないなど本場に切迫した事情があるときには、市救貧局は二ターラーの特別手当を提供することがあつた。これは申請から実際の扶助まで数週間を要したりするものであつたが、住民にとっては本場に困つた時の収入源の選択肢程度の役割は果たしていた。

とはいえ、特別扶助を受けられるのも、切迫した事情があつてであつて、そうした事情なしに失業しただけでは特別手当は受けられない。特別手当を受ける見込みのない住民は、自分と同様に生活苦にあえぐ隣人たちからの援助も多くを期待できず、結局、乞食、売春、無認可の行商など市民社会の側からは不正とみなされた行為に走り、そうした行為をしている現場が見つかれば警察が捕まえてしまうのである。乞食行為を繰り返せばかなり厳しい処罰の対象となり、そのために家族が崩壊しさらに生活が苦しくなっていくのである。

おわりに

ここで住民の生活史の次元から市民層の働きを捉えようとした本稿の叙述をまとめておこう。

市民社会からの働きかけに対する住民の反応は、働きかけごとに異なる。学校は、子供が貧困から脱出することを期待して通わせる場となっており、住民の生活に定着したといえる。教会は、住民の生活の中でまったく意味をもたない。救貧行政は、六〇歳以上であったり、一定年齢までの子供のいる寡婦であったり、怪我をしたりして、労働が不可能な困難な人に対しては家賃の分の援助を定期的に与えている。また、かなり切迫した事情があれば、一時的扶助も与えており、これは生活苦に陥った住民の収入の選択肢のひとつ程度の機能は果たしていたと思われる。援助を求めた住民に心理的圧迫をかけた点には、一八二〇年代以来の救貧負担増大の問題が反映しているとおもわれる。生活苦の中家賃を確保できないと滞納せざるをえず、家主は三ヶ月滞納した住民を所有物を差し押さえた上で追い出してしまふ。また、生活苦にあつても、救貧行政も当てにできない住民は乞食、売春、無認可の行商など不正な正業に就くが、それは警察の取締りの対象となるのである。

この成果を二〇〇一年論文の議論との関係から整理しておこう。まず、救貧負担の問題や所有者が家賃収入を確保しようとしている点に、一八二〇年代からの連続性をまず指摘しえるだろう。次に、本稿の中心的な課題は、市民社会側の動きに対する住民の対応であった。学校は住民の生活に定着し、また一八二八年のまた貸しの禁止がこの時期にも徹底されている点では、一八二〇年代の市当局や警視庁からの働きは一八四三年の段階で意図したとおりの意味をもちえたといえるだろう。とはいえ、これが限界であったのも確かかなようである。市救貧局や警視庁は住民に日常的な業務の範囲で接する以上のことはできず、一八二〇年代に目指されたような建物の改造や住民の生活様式の改善には程遠い状態であった。さらに教会は、住民の生活にほとんど意味をもたなかったのである。

生活苦にある住民にとっては自分たちの置かれた境遇を何とかすることが重要なのである。ファミリーエンホイザー住民は、市民社会側の動きに対して、自分たちの生活にとっての意味に応じて関わるか関わりたくないかを選択し、利用し、そして関わらないですむことを望むのである。こうして探訪記の分析からは、住民の生活にとって意味をもつてはじめて、市民社会からの働きが意味をもちえることが示されたといえる。たとえば、二部屋を改造して市民の住居に近づけるといふ一八二〇年代のカイベルの主張⁽⁶³⁾も、また貸しが禁止されている以上住民には意味をもちえなかったと思われる。住民にとっては、市民のような住居の使い方をするよりも、広くなった分を他人に貸して家賃負担の軽減を図るのが自然だからである。そうしたことを考えると、また貸しの禁止というひとつの成果は、さらに改革を進めていくことに対してブレーキをかけてしまうものであったといえよう。

住民がこのようにして対応していることは、また住民の生活が市民社会からの様々な働きかけからすくなくならず影響を受けていることを示している。確かに「宿無しの一步手前」の状態にある住民は一般の社会とは違う独自の世界を形成している側面があるが、その世界は市民社会から完全に切れているわけではないことは強調しておきたい。

とはいえ、一八四〇年代以降、ベルリン市民の多くはファミリーエンホイザーを市民社会とはちがう異空間として描いていく⁽⁶⁴⁾。そうしたイメージが市民層の思い込みに過ぎないことは以前検討を加えた。「犯罪者の巣」とかいいたイメージが流布し、それを基にして住宅改革の機運が盛り上がり、ベルリン共同建築協会の設立へとつながっていくのである。

註

- (1) 拙稿「一九世紀ドイツにおける住宅改革構想の変遷——労働諸階級福祉中央協会の機関誌を題材に」『史林』七六一六、一九九三年、一〇九頁(以下「住宅改革構想」)、「一九世紀中葉ベルリンの住宅事情(二)」『新潟大学教育学部紀要』三七一二、一九九六年、一九頁(以下「住宅事情(二)」)など。

- (2) 谷川稔「文化統合の社会史にむけて」同他著『規範としての文化——文化統合の社会史』平凡社、一九九〇年。
- (3) 例外的な研究として、中野隆生『プラーグ街の住民たち——フランス近代の住宅・民衆・国家』山川出版社、一九九九年をあげておこう。
- (4) Heinrich Grunholzer, *Erfahrungen eines jungen Schweizers im Voigtlande*, in: *Betina von Arnim, Dies Buch gehört dem König*, Berlin 1843. 拙訳「ハインリヒ・グレンホルツァー『フォークトランドにおける若きスイス人の経験』(一八四三年)——一九世紀中葉ベルリンの労働者住宅探訪記・翻訳」『新潟大学教育人間科学部紀要』二二二、二〇〇〇年。以下、この探訪記からの引用は、世帯ごとの記述については記載順に世帯に番号をつけ、その番号で引用箇所を示す。世帯の番号と頁数については表1と2を、拙訳の頁数については表2参照。他の部分については頁数で引用箇所を示す。ファミリーエンホイザーに関する情報についてはつぎの史料集参照。Johann Friedrich Geist und Klaus Kürvers, *Das Berliner Mietshaus 1740-1862. Eine dokumentarische Geschichte der >von Wilkritzschen Familienhäuser < vor dem Hamburger Tor, der Proletarisierung des Berliner Nordens und der Stadt im Übergang von der Residenz zur Metropole*, München 1980.
- (5) 拙稿『『トロイアの木馬』と市民社会——一八二〇〜三一年ベルリンの行政と住宅問題』『史林』八四—一、二〇〇一年(以下「トロイアの木馬」)。
- (6) 拙稿「一九世紀前半ベルリンにおける初等教育の実際——ファミリーエンホイザーの学校の事例」『新潟大学教育人間科学部紀要(人文・社会科学編)』五巻一号、二〇〇二年(以下「初等教育」)。
- (7) 拙稿「一八四〇年代ベルリンの都市社会とファミリーエンホイザー」『西洋史学』一七五、一九九四年(以下「都市社会」)参照。
- (8) 探訪記の史料としての性格については拙稿「ハインリヒ・グレンホルツァー『フォークトランドにおける若きスイス人の経験』(一八四三年)——一九世紀中葉ベルリンの労働者住宅探訪記・解題」『新潟大学教育人間科学部紀要』二二一、一九九九年参照(以下「解題」)。
- (9) この章の叙述は、前掲拙稿「初等教育」でのべたことを、本稿の論旨に合わせて簡略にしたものである。ここで明らかにした情報の、ドイツの教育史研究やベルリンの初等教育制度発展史への位置づけは同論文参照。
- (10) 以下の叙述は、前掲拙稿「解題」参照。
- (11) 同論文参照。
- (12) 前掲拙稿「初等教育」。
- (13) 前掲拙稿「トロイアの木馬」。
- (14) *Ebenda*, S. 304-306. この史料からわかる子供の通学と就労の関係については、前掲拙稿「初等教育」一三一—五頁で検討を加えた。この史料の翻訳と包括的な分析を試みたのが、拙稿「一九世紀前半ベルリンの労働者をめぐる試論」『新潟大学教育人間科学部紀要(人文社会科学編)』五巻二号、二〇〇三年である。
- (15) *Ebenda*, 6, 9, 10, 24, 32. 探訪記の末尾では別の労働者住宅が紹介されているが、その記述でも再三救貧局が批判され、その上で救貧局批判で探訪記は締めくくられる(*ebenda*, 592-587)。
- (16) *Ebenda*, 16. エンゲルマンの世帯では、六〇歳以下の人には定期的援助をおこなわないとのべてある(*ebenda*, 9)。
- (17) 川越修『ベルリン 王都の近代——初期工業化・一八四八年革命』ミネルヴァ書房、一九八八年、第四章。
- (18) Grunholzer, a.a.O., 9.
- (19) *Ebenda*, 13. 他に、キュンストラーの世帯は、二月二七日に特別手当の申請を市救貧局におこなったが、グレンホルツァーが訪れた四月一三日の時点で役人は来ていない(*ebenda*, 14)。
- (20) *Ebenda*, 9. 他にカイザーの世帯でも同様の叙述がある(*ebenda*, 16)。救貧局から与えられる堅信礼用の服は、仕立てや色の点で他と異なり、救貧行政に依存していることが可視化されるものであった(*ebenda*, 25)。
- (21) たとえば、意図的かどうかかわからないが、受給対象年齢間近と思わ

- れる「老人」の年齢が記されておらず、結果として、老人に対して十分な救済が与えられていないという印象が探訪記から得られることになる (ebenda, 5, 9, 14, 18, 24, 29)。
- (22) 救貧行政をめぐる市の財政事情については前掲拙稿「トロイアの木馬」四五頁で指摘しておいた。
- (23) 寡婦のクライストは六歳の子供がいるが扶助をあたえられず、カイザーはごども二人のうち上のごどもに対してのみ扶助をうけている (Grunholzer, a. a. O., 12, 16)。探訪記の叙述からは、扶助を受ける資格を失うような事情があるのか、単に救貧行政のミスなのかは定かではない。
- (24) Ebenda, 2.
- (25) Ebenda, 7. 他に、寡婦メルトナーの世帯では家賃は養育費から定期的に支払われ (ebenda, 15)、ヴェルトの世帯では市救貧局から月三ターラーもらっているうち二ターラーを家賃に支出している (ebenda, 26)。高齢のヘルクマンの世帯では、市救貧局は家賃の分だけ払ってくれたのである (ebenda, 31)。
- (26) Ebenda, 1, 13.
- (27) Ebenda, 20.
- (28) Ebenda, 23.
- (29) Ebenda, 11, 22.
- (30) Ebenda, 9.
- (31) Ebenda, 13, 14, 18.
- (32) Ebenda, 12.
- (33) Ebenda, 10.
- (34) Ebenda, 13, 32.
- (35) ファミリエンホイザーの所有者については、前掲拙稿「住宅事情(二)」、「トロイアの木馬」参照。
- (36) 前掲拙稿「解題」六頁。
- (37) Grunholzer, a. a. O., 30.
- (38) 前掲拙稿「住宅事情(二)」一六頁。
- (39) Grunholzer, a. a. O., 9.
- (40) 川越前掲書、四四頁。
- (41) Grunholzer, a. a. O., 23.
- (42) Ebenda, 6.
- (43) Ebenda, 18.
- (44) Ebenda, 2, 33.
- (45) Ebenda, 13, 33.
- (46) 前掲拙稿「住宅事情(二)」一六頁。
- (47) Friedrich Sass, *Berlin in seiner neuesten Zeit und Entwicklung*, Leipzig 1846, S. 6.
- (48) Grunholzer, a. a. O., 18.
- (49) Ebenda, 6.
- (50) Ebenda, 28, 33.
- (51) Ebenda, 28.
- (52) Ebenda, 7.
- (53) Dietlind Hüchker, >Elende Mütter< und >Liederliche Weispersonen<. *Geschlechterverhältnisse und Armenpolitik in Berlin (1770-1850)*, Münster 1999.
- (54) Grunholzer, a. a. O., 28.
- (55) Ebenda, 28.
- (56) Ebenda, 7.
- (57) Ebenda, 17.
- (58) Ebenda, 27.
- (59) Ebenda, 15, 33.
- (60) Ebenda, 33.
- (61) Ebenda, 8.
- (62) Ebenda, 17.
- (63) 前掲拙稿「トロイアの木馬」。
- (64) 前掲拙稿「都市社会」。